

第9 合併、解散認可等手続き

合併は、2以上の法人が契約により1法人に統合することであり、これにより当該法人の全部（新設合併の場合）又は一部（吸収合併の場合）が消滅し、同時に新法人の設立又は吸収法人の定款変更が生じて、消滅法人の事業及び財産も当然に新法人又は吸収法人に包括的に継承されることとなります。

解散は、法人がその積極的活動を停止し、その財産関係を整理（清算）する範囲内で、それが終了するまで存在する姿（清算法人）となることです。

1 合併の手続き

(1) 合併契約書の作成

合併の当事者である各社会福祉法人の間で、合併契約の内容について、法令で定められた事項（合併の条件、新設合併設立社会福祉法人の定款の内容、合併の期日、職員の処遇等）を定めます。

(2) 合併契約に関する書面の備え置き

合併契約承認にかかる評議員会の日から2週間前の日から、以下の日までの間、法令で定められた事項を記載した書面を、その主たる事務所に備え置き、閲覧等の用に供する必要があります（法第51条、第54条、第54条の7、第54条の11第2項）。

【吸収合併消滅社会福祉法人】吸収合併の登記の日まで

【吸収合併存続社会福祉法人】吸収合併の登記の日後6月を経過する日まで

【新設合併消滅社会福祉法人】新設合併設立社会福祉法人の成立の日まで

なお、【新設合併設立社会福祉法人】については、その成立の日から後6月を経過する日まで

(3) 評議員会の承認

吸収合併消滅社会福祉法人、吸収合併存続社会福祉法人及び新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による議決）により合併契約の承認を受けなければなりません（法第52条、第54条の2第1項、第54条の8、第45条の9第7項第5号）。

(4) 所轄庁の認可

合併は、所轄庁の認可を受けなければその効力を生じません（法第50条第3項、第54条の6第2項）。

(5) 認可後の手続き

合併の認可があった時は、法令で定める事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別に、2月を下らない一定の期間内に異議を述べることができる旨を催告しなければなりません（法第53条第1項、第54条の3第1項、第54条の9第1項）。債権者が、上の期間内に合併に対して異議を述べなかった時は、合併を承認したものとみなされ（法第53条第2項、第54条の3第2項、第54条の9第2項）、異議を述べた時は、社会福祉法人は当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社及び信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません（法第53条第3項、第54条の3第3項、第54条の9第3項）。社会福祉法人の評議員、理事、監事、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、精算人等がこれらの手続に違反したときは、20万円以下の過料に処せられます（法第16

5条)。

(6) 合併の登記

合併したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に次の登記をしなければなりません(法第29条第1項)。

ア 合併によって設立された法人の設立の登記(新設合併の場合)

イ 合併後存続する法人の変更の登記(吸収合併の場合)

ウ 合併によって消滅する法人の解散の登記

合併は登記することによって、その効力を生じます(法第50条第1項)。

2 合併の効果

合併後存続する法人又は合併によって設立された法人は、これにより消滅した法人の一切の権利義務を承継することになります(法第50条第2項、第54条の6)。

3 合併認可申請手続き

(1) 申請書提出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4674

FAX 0598-26-9113

(2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1部は認可後、認可書として交付します。

(3) 提出書類(規則第6条)

ア 合併認可申請書(様式44-1・118頁、様式44-2・120頁)

定款変更認可申請書(様式33・96頁)又は定款変更届(様式40・104頁)

(吸収合併の場合、新定款との変更箇所を確認するため、提出してください。)

イ 添付書類

(ア) 理由書

(イ) 法第52条及び法第54条の2第1項又は法第54条の8の手続(評議員会の決議【議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決】による合併契約の承認等)又は定款に定める手続きを経たことを証明する書類

(ウ) 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人の定款

(エ) 吸収合併消滅社会福祉法人又は新設合併消滅社会福祉法人に係る次の書類

a 財産目録及び貸借対照表

b 負債があるときは、その負債を証明する書類

(オ) 吸収合併存続社会福祉法人又は新設合併設立社会福祉法人に係る次の書類

a 財産目録

b 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書

c 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書(吸収合併存続社会福祉法人については、引き続き評議員となるべき者又は引き続き役員となるべき者の就任承諾書を除きます。)

- d 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について規則第2条の7第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限り）又は同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類
- e 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について規則第2条の8第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）又は同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限り）がいるときは、当該他の各役員の名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類
- f 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、規則第2条の10各号に規定する者（第6号又は第7号に規定する者については、これらの号に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類
- g 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、規則第2条の11第6号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）、同条第7号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）、同条第8号に規定する者（同号括弧書に規定する半数を超えない場合に限り）又は同条第9号に規定する者（同号括弧書に規定する割合が3分の1を超えない場合に限り）がいるときは、当該他の各役員の名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類

4 解散の原因

社会福祉法人は、次のいずれかの原因により解散します（法第46条第1項）。

- (1) 評議員会の決議
- (2) 定款に定めた解散事由の発生

この4に列記する法定の解散事由の外に、当該社会福祉法人の定款に特殊な解散事由を明記した場合です。この事由は、例えば社会福祉法人の存続期間を定める等客観的に定まるものであることを要し、この事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を必要としません。
- (3) 目的たる事業の成功の不能

成功の不能の意味は、社会観念に従って決めるべきであるとされています。「不能」には、「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。
- (4) 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限り）

合併により消滅社会福祉法人となった場合は、当該社会福祉法人は解散します。
- (5) 破産手続開始の決定

社会福祉法人がその債務につき、その財産をもって完済することができないようになった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をします。また、このような場合、理事は、直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなければなりません（法第46条の2）。なお、この申立てを怠った理事は、20万円以下の過料に処せられます（法第166条）。

また、破産又は合併以外の解散事由によって社会福祉法人が解散し、清算手続きを進めている間に、破産事由が発生した場合は、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをするとともに、その旨を公告しなければなりません（法第46条の12）。この手続きを怠った場合の罰則も前記の場合と同様です。

(6) 所轄庁の解散命令

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは解散を命ずることができます（法第56条第8項）。

5 解散認可、認定申請手続き

4の(1)により解散する場合には、所轄庁の認可が、(3)による場合には、所轄庁の認定がなければ、それぞれの効力を生じません（法第46条第2項）。また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は必要ありません。

(1) 申請書提出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4674
FAX 0598-26-9113

(2) 提出部数

正本 2通

提出されたもののうち1部は認可後又は認定後、認可書又は認定書として交付します。

(3) 提出書類（規則第5条）

ア 解散認可、認定申請書（様式45・122頁）

イ 添付書類

(ア) 理由書

(イ) 法第46条第1項第1号の手続（評議員会の決議）又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

(ウ) 財産目録及び貸借対照表

(エ) 負債がある場合は、この負債を証明する書類

6 解散の届出

4の(2)、(5)による解散の場合には、清算人は、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法第46条第3項）。

7 解散の登記

前述の手続を済ませた法人が解散したときは、合併と破産の場合を除き、主たる事務所の所在地において2週間以内に解散の登記をしなければなりません（法第29条第1項、登記令第7条）。

解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載しなければなりません。

なお、破産による解散の場合は裁判所が、所轄庁の解散命令による解散の場合には所轄庁がそれぞれ解散の登記を囑託します。

8 清算人の職務等

現務の終了（法第46条の9第1号）

債権の取立て及び債務の弁済（法第46条の9第2号）

残余財産の引渡し（法第46条の9第3号、法第47条）

清算終了の登記（法第29条第1項、登記令第10条）

清算終了の届出（法第47条の5）

申 請 書

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書(吸収合併用)				
申請者	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名			
	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名			
申 請 年 月 日		令和 年 月 日		
合 併 す る 理 由				
合併により消滅する法人の名称 <small>ふりがな</small>				
合併後存続する法人	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	事業の種類	社会福祉	第1種	
		事業	第2種	
		公益事業		
	収益事業			

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥		内 記								
	社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負債					
	①基本財産	②その他財産									
円	円	円	円	円	円	円					
合併後 存続する法人 等	役員	理事 監事 評議員の別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管 理 者	事 業 識 見	財 務 管 理 識 見	有 無	法人名
	引き 続き 役員等 となる者										
	新た に役 員等 となる べき者										

※ 理事のうち、理事長については、○を付けてください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番としてください。）の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。

3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してください。

申 請 書

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書(新設合併用)				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名			
	設立事務共同執行者	住 所		
		氏 名		
	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	理 事 長 の 氏 名			
設立事務共同執行者	住 所			
	氏 名			
申 請 年 月 日		令和	年 月 日	
合 併 す る 理 由				
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	ふ り が な 名 称			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事 業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
収 益 事 業				

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内					訳											
		社会福祉事業用財産		③公益事業用財産	④収益事業用財産	⑤財産計 ①+②+③+④	⑥負債											
		①基本財産	②その他財産															
円	円	円	円	円	円	円												
合併により 設立する法人	役員等 となるべき者	理事 監事 評議員の別※	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況								
					事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管 理 者	事 業 識 見	財 務 管 理 識 見	有 無	法人名							

※ 理事のうち、理事長については、○を付けてください。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とします。）の枚数を増し、この様式に準じた申請書を作成してください。

3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付してください。

様式 45

申 請 書

解散 認可 申請書							
申 請 者	主たる事務所の所在地						
	ふ り が な 名 称						
	理 事 長 の 氏 名						
申 請 年 月 日		令和 年 月 日					
解 散 す る 理 由							
資 産	純資産 ⑤-⑥	内 訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事	④収益事	⑤財産計	⑥負債
	①基本 財 産	②その他 財 産	業用財産	業用財産	①+②+③+④		
	円	円	円	円	円	円	円
	残 余 財 産 処 分 方 法						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。

2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から第3号に掲げる書類を添付してください。